

2021.4.2

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No31

世界的にも変異株が猛威を奮い、3月に入り新規感染者が再び増加傾向にあります。日本においても、3月23日には全国の感染者が1500人を超え、再び感染再拡大が懸念される状況になっています。

こうした中、政府は昨日、10時から開催された「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針分科会」（3月30日の閣議で従来の「基本的対処方針等諮問委員会」から名称が変更されました。）（尾身茂会長）に、改正特措法により新たに設けられた「まん延防止等重点措置」を、来週5日から1か月間、宮城県、大阪府、兵庫県に適用する政府の方針を示し、了承されました。

これを受け、「第59回新型コロナウイルス感染症対策本部」が18時30分から首相官邸で開催され、総理から、宮城県、大阪府、兵庫県について、4月5日（月）から5月5日（水）までの1か月間、まん延防止等重点措置を実施すること、今回自治体が指定する区域について20時までの飲食店の時間短縮要請を行うこと、その実効性を高めるために罰則を適用できるようにすること、飲食店に対する協力金は要望の強かった、事業規模に応じる仕組みとしたこと等の発言がありました。

今後、公示された3府県の知事が、区域を指定して、飲食店の20時までの時間短縮要請等の措置を重点的に実施することになります。具体的には、宮城県では仙台市、大阪府では大阪市、兵庫県では神戸、尼崎、西宮、芦屋の4市が対象となる見込みです。

今回はまん延防止等重点措置に関する公示と基本的対処方針の改正内容などについて紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

新型インフルエンザ対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨と以下のような実施期間区域などが 4 月 1 日に公示されました。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 5 日までとする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示する

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、大阪府及び兵庫県の区域とする。

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

4 月 1 日（木）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、まん延防止等重点措置の実施区域として指定された都道府県について、知事が定める期間、区域について、飲食を伴うものなど感染リスクが高く観戦拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底することとされたことです。具体的には、①飲食店に対する営業時間の短縮（20 時まで（ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時まで））の要請を行うこと②営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと及び日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等が盛り込まれました。

基本的対処方針と新旧対照表等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和 4 年 4 月 1 日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210401.pdf

基本的対処方針変更（令和 4 年 4 月 1 日）（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210401.pdf

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

<https://corona.go.jp/emergency/>

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)

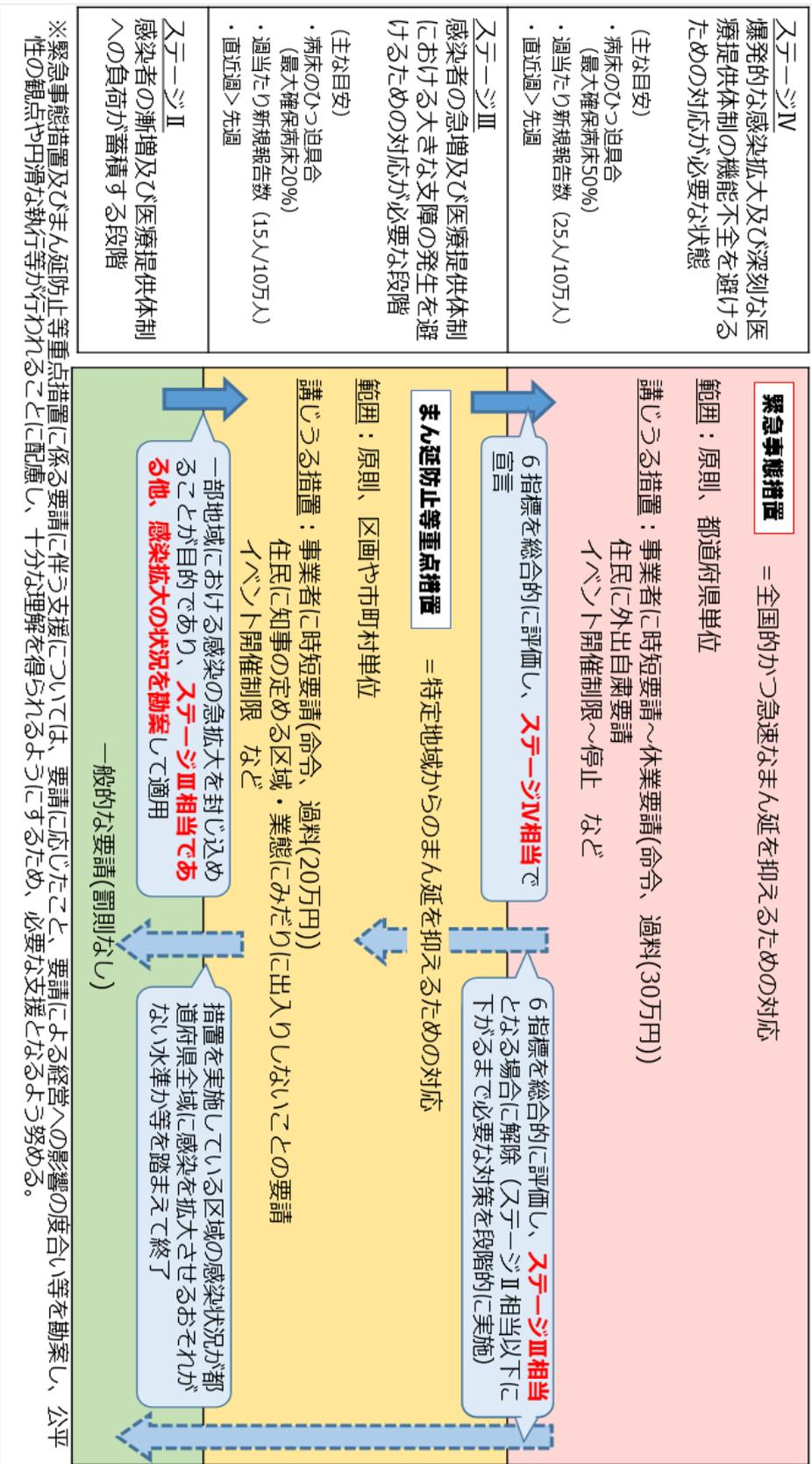
池田 (iked@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp

FAXの場合: 03-3224-2398

緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について
 (個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)



※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努める。

(参考)